

鳥取市印鑑条例及び鳥取市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第8号

鳥取市印鑑条例及び鳥取市手数料条例の一部を改正する条例

(鳥取市印鑑条例の一部改正)

第1条 鳥取市印鑑条例(昭和46年鳥取市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第1号中「とき」の次に「(前条に規定する場合を除く。)」を加え、同条を第15条とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(多機能端末機による登録の証明)

第14条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自らの個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を用いて多機能端末機(市の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続された機械であって、市以外の者が設置した

ものをいう。)により、印鑑登録証明書の交付を申請し、及びその交付を受けることができる。

(鳥取市手数料条例の一部改正)

第2条 鳥取市手数料条例(平成12年鳥取市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1の70の項中「1通につき 300円」を「1通につき300円(多機能端末機(市の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続された機械であって市以外の者が設置したものをいう。以下同じ。)により交付を受ける場合にあっては、1通につき250円)」に改め、同表の72の項中「1通につき 300円」を「1通につき300円(多機能端末機により交付を受ける住民票又は戸籍の附票の写しにあっては、1通につき250円)」に改め、同表の77の項中「1通につき 450円」を「1通につき450円(多機能端末機により交付を受ける場合にあっては、1通につき350円)」に改め、同表の85の項中「1通につき 300円」を「1通につき300円(多機能端末機により交付を受ける所得・課税証明書にあっては、1通につき250円)」に改める。

別表第3第4号中「及び第172条」を削り、同表第5号中「第114条」を「第113条」に改め、同表第24号中「第103条」を「第61条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。